

鳥取県公立高等学校学び直し支援金事務取扱要領

平成27年4月制定
令和2年4月全部改正
令和3年4月一部改正
令和4年4月一部改正
令和5年4月一部改正

1 趣旨

この要領は、鳥取県公立高等学校学び直し支援金交付要綱（平成27年3月30日付第201400163642号教育長通知。以下「交付要綱」という。）第6条及び第8条により、要綱の施行に必要な事務の取扱いについて定めるものとする。

2 対象となる者

県立高等学校に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす者とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校等（定通）は48月）を超える者）
 - ※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。
- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）
 - ※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。
- ⑤ 高等学校等を退学したことのある者
 - ※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。
- ⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）である者
- ⑦ 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者
 - ※ 単位制高等学校等に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、9のとおりとする。
- ⑧ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）
 - ※ なお、成年年齢の引き下げに伴い、令和4年4月以降、学び直し支援の対象者は大半が成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、就学支援金から学び直し支援金に切り替わることで判定における取扱いが変更とならないよう、現籍校での就学支援金の判定における「保護者等」と同じ者を指すものとして取り扱うこととする。

3 支給期間

- ① 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月（高等学校等（定通）は24月）とする。
 - ② 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。
 - ③ 学び直し支援金の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間について
 - i) 高等学校等（全日制）から高等学校等（定通）に再入学する場合
学び直し支援金の対象者（所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。）が、高等学校等（定通）以外の高等学校等（以下「高等学校等（全日制）」という。）を退学し、高等学校等（定通）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（定通）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（全日制）における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。
 - ii) 高等学校等（定通）から高等学校等（全日制）に再入学する場合
学び直し支援金の対象者が、高等学校等（定通）を退学し、高等学校等（全日制）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（全日制）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（定通）における学び直し支援金の支給期間を2分の1して計算するものとする。
- ※ 単位制高等学校等の支給期間に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、9のとおりとする。

4 支給額及び支給限度額

学び直し支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。

- ※ 単位制高等学校等の支給額及び支給限度額に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、8のとおりとする。

（別表）

	支給限度額	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 定時制	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 通信制	520 円/月	336 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで

5 所得に応じた支給

県立高等学校の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により、学び直し支援金の支給対象とはならない。

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した以下の基準により判断する。

- 保護者等の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下「算定基準額」という。）

<計算式>

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

支給区分	算定基準額	世帯年収の目安（参考）
所得制限	304,200 円以上	年収 910 万円以上程度
支給限度額	304,200 円未満	年収 910 万円未満程度

- ※ 令和4年7月支給分以降は、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定

扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（保護者等が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から12万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。

<計算式（早生まれの生徒の場合）>

$(\text{市町村民税の課税標準額} - 12 \text{万円}) \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$

支給期間	該当者の生年月日
令和4年7月分～令和5年6月分	平成15年1月2日～4月1日
令和5年7月分～令和6年6月分	平成16年1月2日～4月1日
令和6年7月分～令和7年6月分	平成17年1月2日～4月1日

6 受給資格認定

学び直し支援金の支給にあたっては、就学支援金制度と同様に、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒が、「受給資格認定申請書」に保護者等の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する高等学校を経由して、県に提出し、その認定を受けるものとする。

なお、高等学校等就学支援金の認定を受けていた者が、当該認定に係る所得確認を受けた期間（7月から翌年6月まで）（以下「所得確認期間」という。）において、学び直し支援金を受給しようとする場合は、高等学校等就学支援金受給資格認定通知の写し等（当該所得確認期間について高等学校等就学支援金の認定を受けていたことがわかる書類）に代えても差し支えないものとする。

7 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、県の定める日までに、課税証明書等を添付した「収入状況届出書」を、在学する高等学校を経由して、県に提出するものとする。

8 休学

受給権者が休学する場合は、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、学び直し支援金の支給の停止を、在学する高等学校を経由して、県に申し出ることができる。

9 家計急変支援について

学び直し支援金についても就学支援金と同様、令和5年度から家計急変支援制度を創設する。

学び直し支援金における家計急変支援の取扱いについては就学支援金と同様とし、支給額は4の別表のとおりとする。

10 1単位当たりの授業料を設定している場合の取扱い

単位制高等学校等に係る支給期間・支給対象単位数・支給額等については、以下のとおりとする。

(1) 支給期間の上限について

単位制高等学校等以外の高等学校等同様に、支給期間の上限は以下のとおりとする。

- ① 高等学校等（全日制）：12月
- ② 高等学校等（定通）：24月

(2) 支給対象単位数の上限について

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

- ① 学び直し支援金の全支給期間を通算して74単位まで
- ② 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して74単位まで
 - i) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数
 - ii) 就学支援金の支給対象単位数
 - iii) 学び直し支援金の支給対象単位数

※ 当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない（iiの単位数が存在しない）場合、i及びiiiの単位数を合算して74単位までとする。

③ 一の年度における就学支援金と学び直し支援金の支給対象単位数を合算して30単位まで

※ 一の年度に就学支援金の支給がない場合、学び直し支援金の支給対象単位数のみで30単位までとする。

※ 一の年度において、学び直し支援金の支給を受けている単位制高等学校等（A校）を退学し、さらに別の単位制高等学校等（B校）に再入学した場合、当該年度におけるA校の支給対象単位数とB校の支給対象単位数を合算して30単位までとする。

※ 30単位上限の算定においては、年度をまたいで履修する場合、算定月（履修を開始した月）の属する年度の支給対象単位数として算定し、その翌年度の支給対象単位数としては算定しないこととする。

(3) 支給額及び支給限度額

単位制高等学校等の支給額については、就学支援金と同様の算定ルールとなるため、就学支援金の事務処理要領第Ⅱ第一章を参照。

(4) 単位制の支給額算定に関するその他の留意事項

① 就学支援金の支給対象単位数が74単位に達し、就学支援金の支給対象とならなかった残りの単位を学び直し支援金の支給対象とする場合、就学支援金と学び直し支援金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、重複する学び直し支援金の支給対象期間を再度カウントする必要はない。

② ①の場合、就学支援金の支給対象となる授業料月額算定においては、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の74単位を超える単位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金の支給上限の74単位を超えたため、支給限度額の算定に含まれない単位については、学び直し支援金の支給対象として差し支えない。

③ 就学支援金の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金の支給対象となっていた履修単位を引き続き、学び直し支援金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金と学び直し支援金の支給対象となるが、この場合、重複している学び直し支援金の支給対象単位部分を、就学支援金の支給対象単位数との合算上限（74単位）に再度カウントする必要はなく、また、学び直し支援金単独の上限（74単位）にカウントする必要もない。

④ 前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間（(1)に係る残りの支給期間）及び学び直し支援金単独の残支給単位数（(2)①に係る残りの単位数）であり、前籍校における(2)②に係る残支給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において(2)②の74単位上限に達したため受給資格を有しなくなった者については、(2)①の支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において学び直し支援金の受給資格を有しないこととする。

※ 単位制高等学校等の支給期間・支給対象単位数の取扱いに係る主なパターンについては、別添のイメージ図①～⑧を適宜参照。

11 県及び学校における事務

(1) 交付要綱及びこの要領に定めるもののほか、学び直し支援金に関する県及び学校の事務手続については、高等学校等修学支援事業補助金（学び直しへの支援）の事務処理について（平成26年4月1日付25文科初第1455号文部科学省初等中等教育局長通知）及び高等学校等就学支援金事務処理要領（平成26年4月文部科学省制定）を参照の上、就学支援金制度に準じて行うものとする。

(2) 学び直し支援金の事務手続に必要な様式については、高等学校課長が別に定める。

12 留意事項

(1) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、個人情報の取り扱いには十

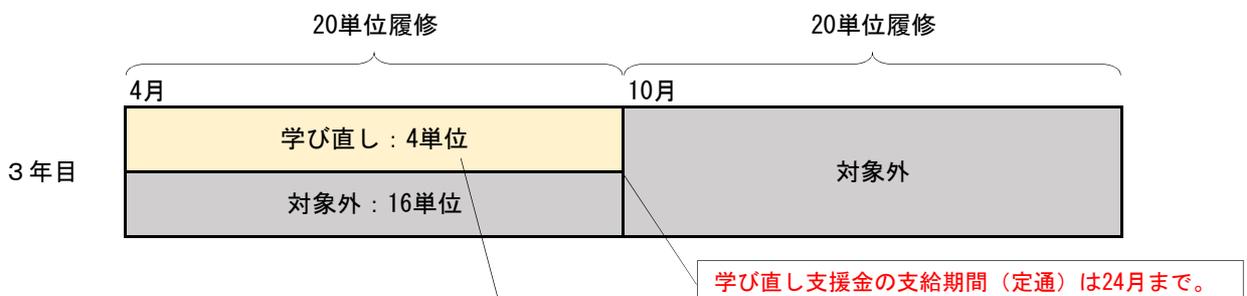
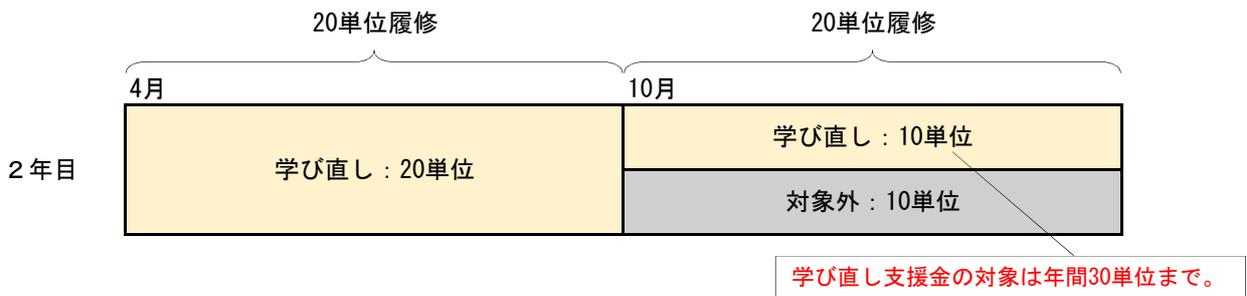
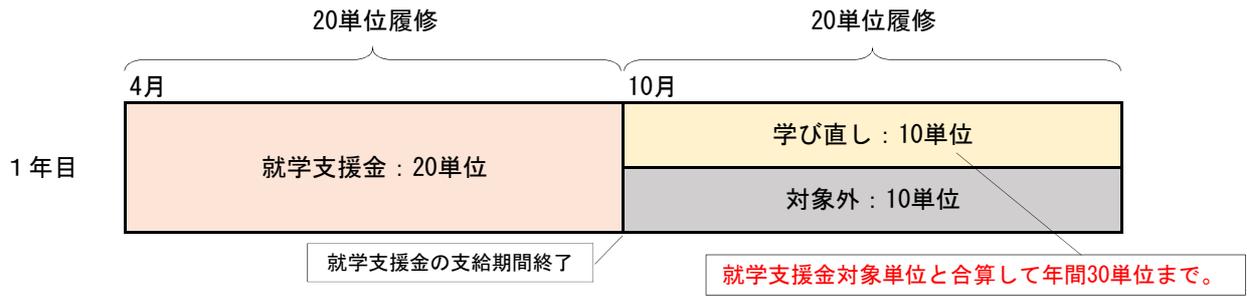
分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。

また、課税証明書等、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。

- (2) 受給資格認定申請及び収入状況届出において、手続きを行わない場合であっても、支給要件及び支給額の算定根拠等については、書類等により確認可能な状態としておくこと。

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)

【前提】
 ○卒業に必要な単位として認定を受けた単位＝10単位
 ○就学支援金の残支給単位＝20単位以上
 ○就学支援金の残支給期間＝6月

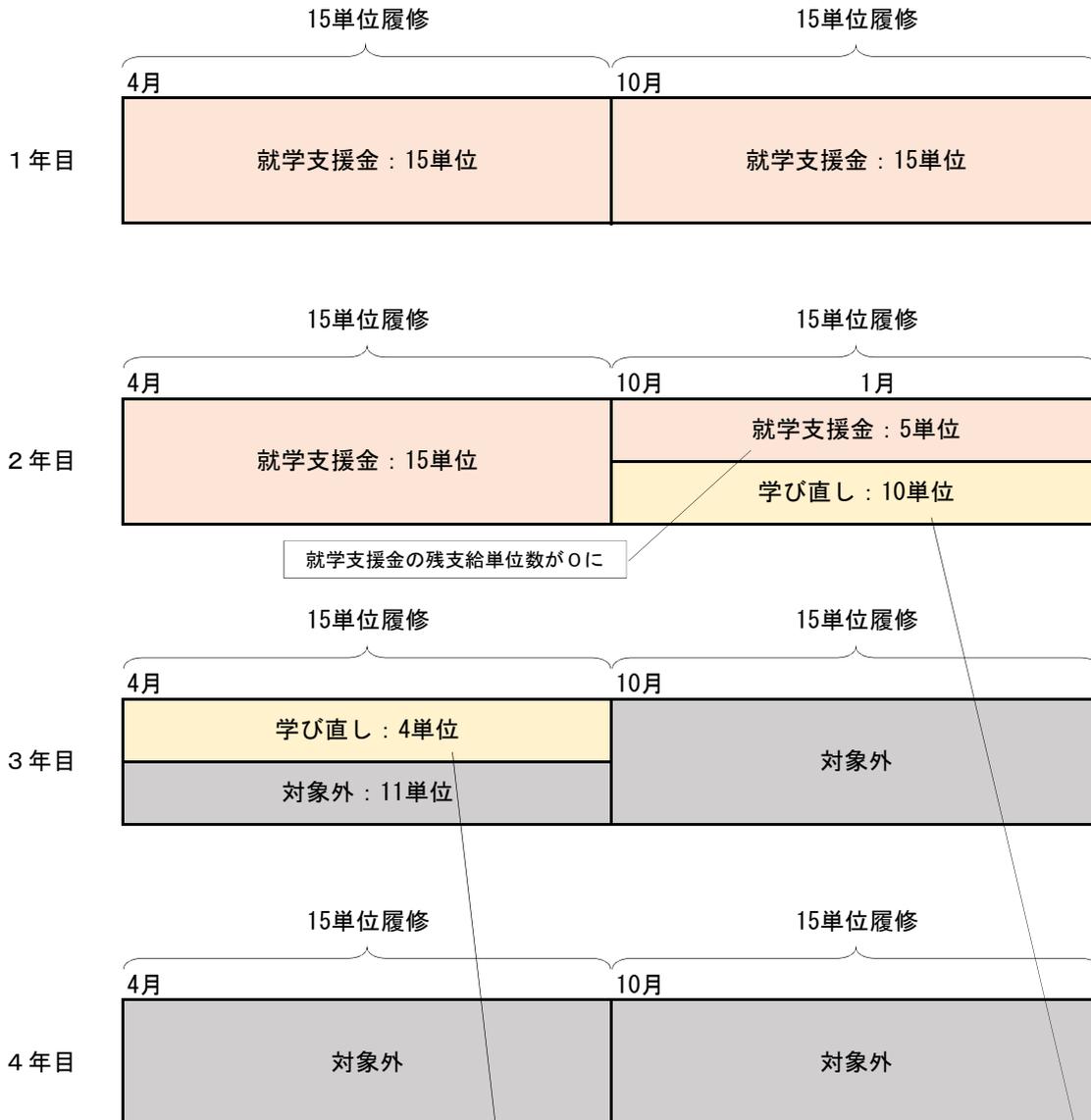


【イメージ図②】 就学支援金の支給期間と重複する場合
(74単位上限に達したため就学支援金の支給が終了)

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位＝10単位
- 就学支援金の残支給単位＝50単位
- 就学支援金の残支給期間＝24月



認定単位 (10単位) + 就学支援金対象単位 (50単位)
+ 学び直し対象単位 (14単位) = 74単位まで。

※就学支援金の残支給単位数が0になったため、残りの単位が学び直し支援金の対象になる。

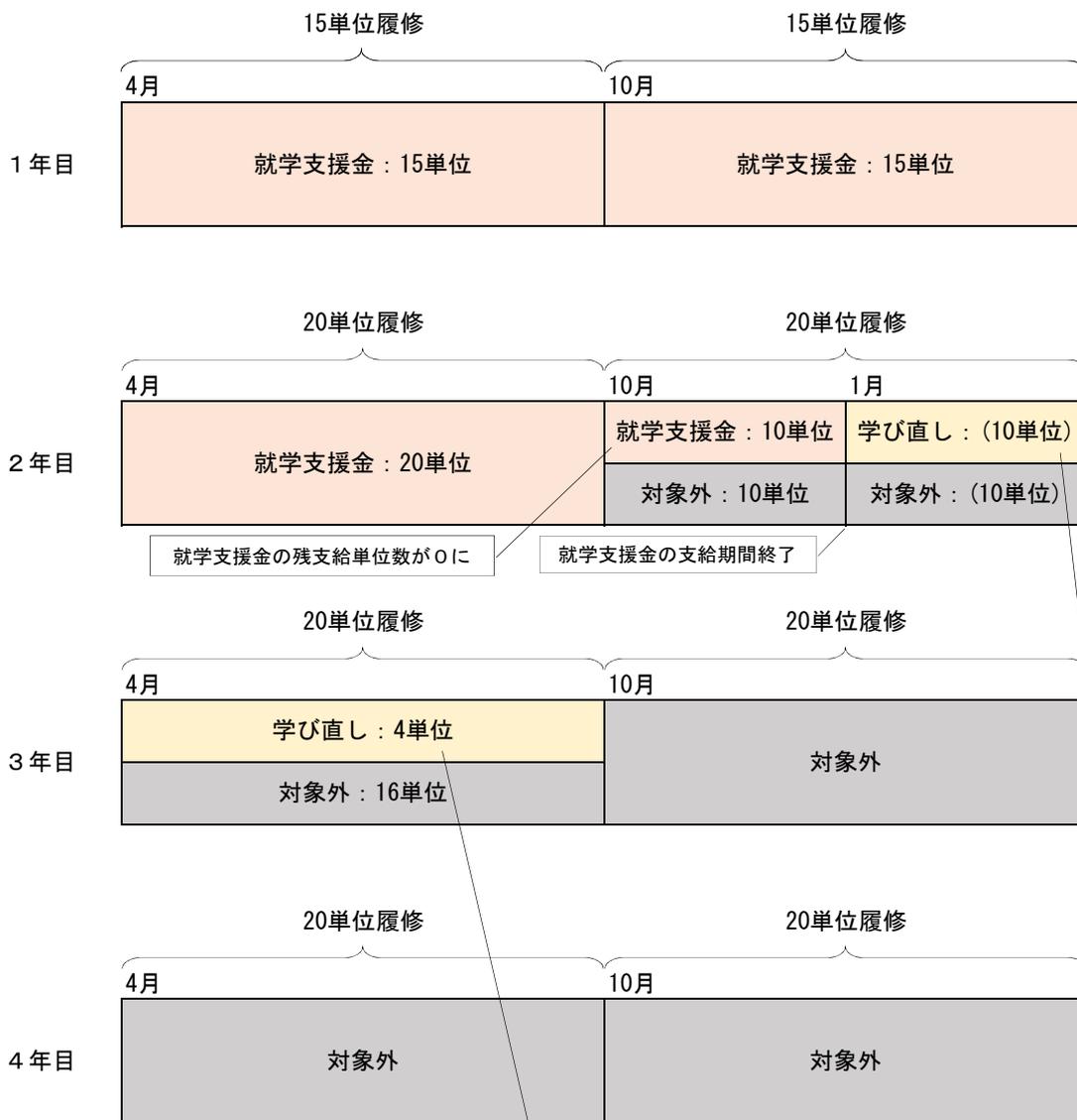
- ・支給期間 (定通) の上限24月にカウントしない。
- ・支給対象単位数の単独上限74単位にカウントする。
- ・支給対象単位数の合算上限74単位にカウントする。
- ・支給対象単位数の年間上限30単位にカウントする。

【イメージ図③】就学支援金の対象単位と重複する場合
(履修期間の途中で就学支援金の対象期間が終了)

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位＝10単位
- 就学支援金の残支給単位＝60単位
- 就学支援金の残支給期間＝21月



認定単位 (10単位) + 就学支援金対象単位 (60単位)
+ 学び直し対象単位 (4単位) = 74単位まで。

2年目10～3月の対象外単位については、学び直し支援金
支給開始時点では取得状況が未定であるため、取得した
としても認定単位には含めない。

※就学支援金の支給期間が終了したため、残りの履修
期間が学び直し支援金の対象になる。

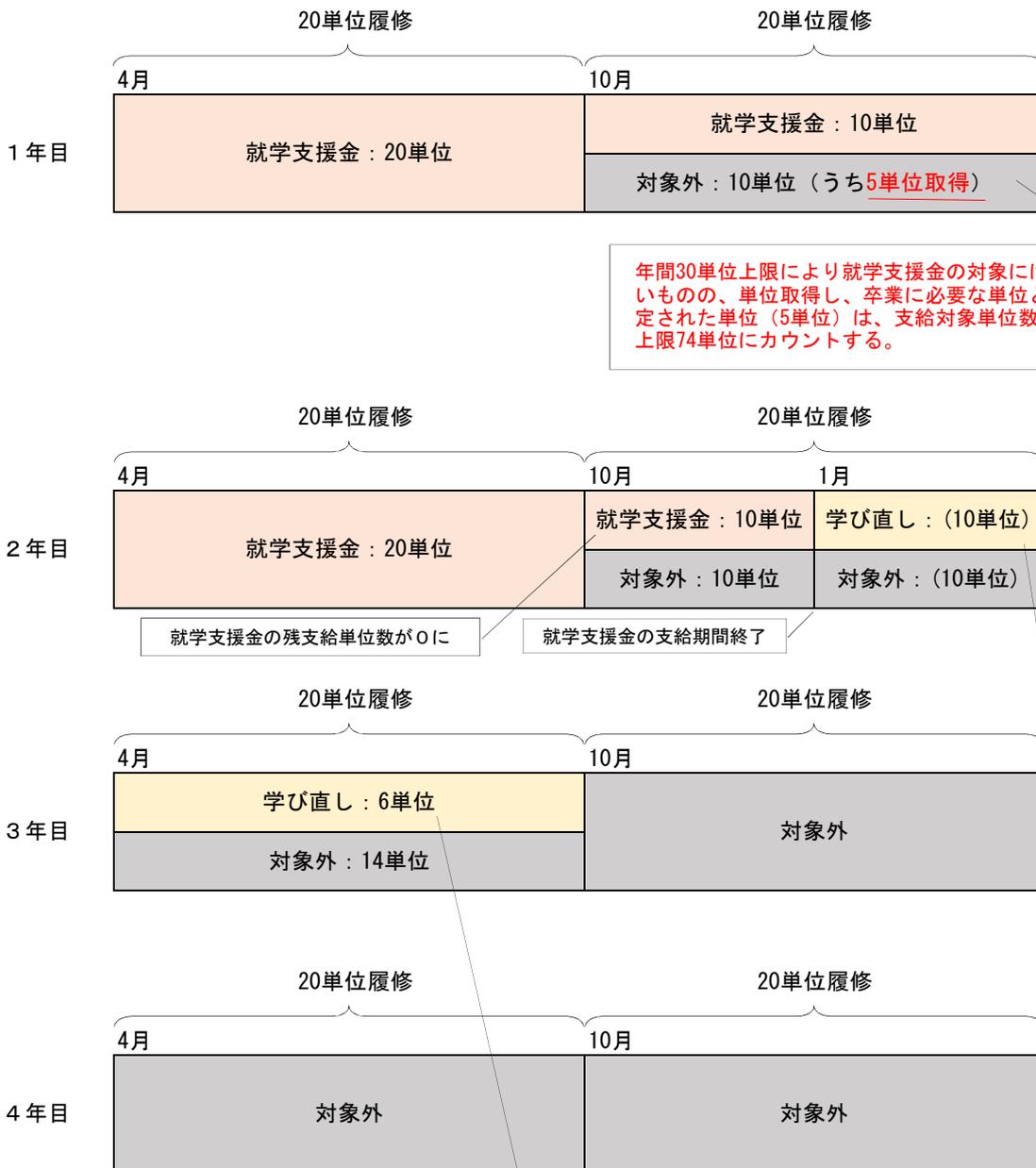
- ・支給期間 (定通) の上限24月にカウントする。
- ・支給対象単位数の単独上限74単位にカウントしない。
- ・支給対象単位数の合算上限74単位にカウントしない。
- ・支給対象単位数の年間上限30単位にカウントしない。

【イメージ図④】 学び直し支援金の支給開始月よりも前に単位を取得した場合
 (就学支援金の支給対象単位以外であり、卒業に必要な単位として認定)

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
 (定時制・通信制の場合)

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位 = 8 単位
 (再入学前に取得した3単位+就学支援金の支給対象外単位のうち、卒業に必要な単位として認定された5単位)
- 就学支援金の残支給単位数 = 60 単位
- 就学支援金の残支給期間 = 21 月



年間30単位上限により就学支援金の対象にはならないものの、単位取得し、卒業に必要な単位として認定された単位(5単位)は、支給対象単位数の合算上限74単位にカウントする。

就学支援金の残支給単位数が0に

就学支援金の支給期間終了

認定単位 (3単位+5単位) + 就学支援金対象単位 (60単位) + 学び直し対象単位 (6単位) = 74単位まで。

2年目10~3月の対象外単位については、学び直し支援金支給開始時点では取得状況が未定であるため、取得したとしても認定単位には含めない。

※就学支援金の支給期間が終了したため、残りの履修期間が学び直し支援金の対象になる。

- ・支給期間(定通)の上限24月にカウントする。
- ・支給対象単位数の単独上限74単位にカウントしない。
- ・支給対象単位数の合算上限74単位にカウントしない。
- ・支給対象単位数の年間上限30単位にカウントしない。

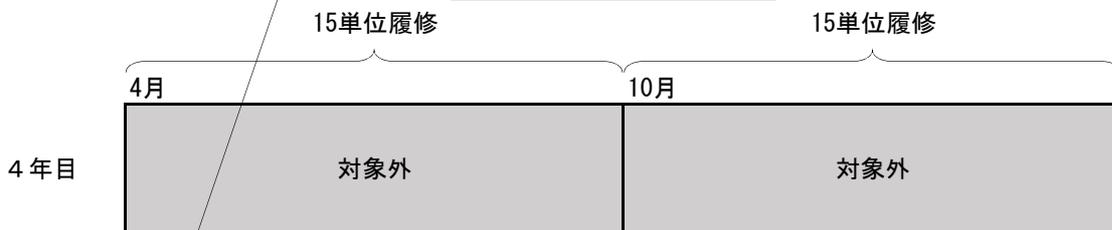
【イメージ図⑤】学び直し支援金の支給対象単位が存在しない場合

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)

【前提】
 ○卒業に必要な単位として認定を受けた単位＝10単位
 ○就学支援金の残支給単位＝64単位
 ○就学支援金の残支給期間＝30月以上



認定単位＋就学支援金対象単位
で合算上限の74単位に到達

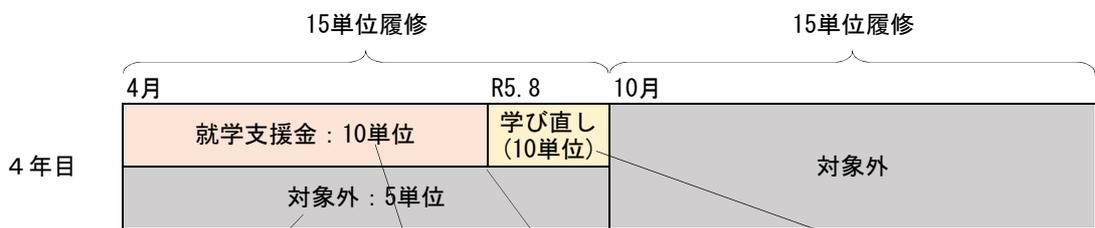


認定単位（10単位）＋就学支援金対象単位（64単位）＝74単位
 になり、学び直し支援金の支給対象単位が存在しない（＝支給対象にならない）。

【イメージ図⑥】 就学支援金の支給期間と合算74単位上限ががほぼ同時に終了する場合

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)

【前提】
 ○卒業に必要な単位として認定を受けた単位＝4単位
 ○就学支援金の残支給単位＝70単位
 ○就学支援金の残支給期間＝40月



就学支援金の支給期間終了

認定単位＋就学支援金対象単位
で合算上限の74単位に到達

認定単位（4単位）＋就学支援金対象単位（70単位）
＝74単位 になり、学び直し支援金の支給対象単位が
存在しない（＝支給対象にならない）。

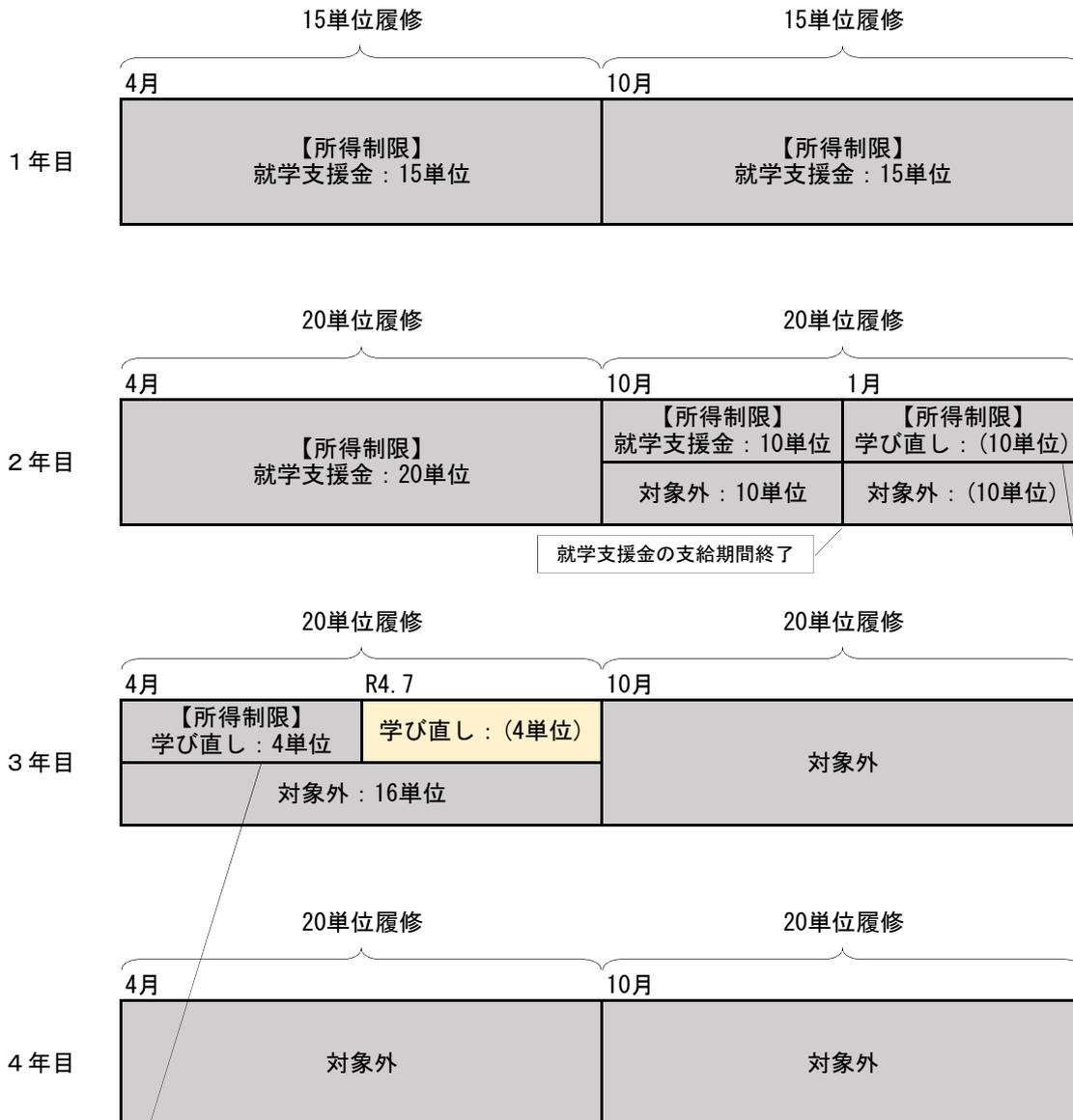
※就学支援金の支給期間が終了したため、残りの履修
期間が学び直し支援金の対象になる。
 ・支給期間（定通）の上限24月にカウントする。
 ・支給対象単位数の単独上限74単位にカウントしない。
 ・支給対象単位数の合算上限74単位にカウントしない。
 ・支給対象単位数の年間上限30単位にカウントしない。

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位＝10単位
- 就学支援金の残支給単位＝60単位以上
- 就学支援金の残支給期間＝21月

所得制限期間中の履修単位も対象単位数にカウントする。
※就学支援金と同様



就学支援金の支給期間終了

認定単位 (10単位) + 就学支援金対象単位 (60単位)
+ 学び直し対象単位 (4単位) = 74単位まで。

2年目10～3月の対象外単位については、学び直し支援金支給開始時点では取得状況が未定であるため、取得したとしても認定単位には含めない。

※就学支援金の支給期間が終了したため、残りの履修期間が学び直し支援金の対象になる。

- ・支給期間 (定通) の上限24月にカウントする。
- ・支給対象単位数の単独上限74単位にカウントしない。
- ・支給対象単位数の合算上限74単位にカウントしない。
- ・支給対象単位数の年間上限30単位にカウントしない。

【イメージ図⑧】 学び直し支援金の対象者が退学後、さらに再入学した場合

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位＝40単位
- 前籍校（全日制）における学び直し支援金単独の残支給単位＝50単位
- 前籍校（全日制）における学び直し支援金の残支給期間＝8月
→ 定時制・通信制に換算すると 8月×2＝16月

※前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間・学び直し支援金単独の残支給単位であり、前籍校における【卒業認定単位＋就学支援金単位＋学び直し支援金単位】に係る残支給単位は引き継がれない。
ただし、再入学後の学校において、改めて【卒業認定単位＋学び直し支援金単位＝74単位まで】の確認は必要。

※前籍校が単位制高校等であり、当該前籍校において【卒業認定単位＋就学支援金単位＋学び直し支援金単位】が74単位に達したため受給資格を有しなくなった者については、再入学後においても受給資格を有しない。

